

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2019 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「退職一時金制度から企業型年金への制度移行①」です。

第 35 講 「退職一時金制度から企業型年金への制度移行①」

（確定拠出年金法第 54 条 2019 年度版条文集 P128 ほか）

企業型年金では、退職一時金制度からの制度移行が認められています。制度移行については、資産の移換に関するルールと、退職給付会計上の取扱いに関するルールがありますが、今回は資産の移換についてみてみます。なお、資産の移換（ポータビリティ）には、離転職等に伴うものと制度移行に伴うものがありますが、退職一時金制度の場合は、制度間の移行に伴う移換は認められています。離転職等に伴う移換は認められていません（第 12 講～第 15 講）。

退職一時金制度から企業型年金への資産の移換に関する規定としては、確定拠出年金法第 54 条（他の制度の資産の移換）、確定拠出年金法施行令第 22 条（他の制度の資産の移換の基準）のほか、法令解釈や確定拠出年金 Q & A （厚生労働省）にも具体的な記載があります。まず、確定拠出年金法第 54 条をみてみましょう。

第 54 条第 1 項には、制度移行に伴い、他の制度の資産を企業型年金の資産管理機関に移換できることが定められています。企業型年金に移換できる制度には、退職一時金制度のほかに、確定給付企業年金、中小企業退職金共済、厚生年金基金があります（厚生年金基金は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の読替規定により対象となります。2019 年度条文集では P289 で確認することができます）。

なお、条文上は「制度の移行」という文言はありませんが、「…制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる」とあることから、制度の移行に伴う移換であることが分かります。これに対して、確定拠出年金法第 54 条の 2 は離転職等に伴う個人単位の移換に関する規定ですが、この場合は、条文では「…脱退一時金相当額等…の移換を受けることができる」と記載されています。

また、制度移行に伴う資産の移換は、企業型年金を導入する時に限定されるものではなく、企業型年金導入後に移換することも認められます（確定拠出年金 Q & A No. 167）。

次に確定拠出年金法施行令第 22 条第 1 項第 5 号をみてみましょう。

第 22 条第 1 項には、移換される資産の基準が定められており、そのうち第 5 項に退職一時金制度から移換する場合の基準が定められています。移換される資産は、退職給与規程（退職金規程等）の改正又は廃止前後の自己都合要支給額の差額の範囲内となります。ただし、これは、各人の移換額の基準ではなく全体としての移換額の基準であるため、制度移行に伴う移換額の総額が、退職給与規程の改正又は廃止前後の自己都合要支給額の差額の範囲内であれば、各人の移換額については、労使合意により一定の規則に基づいて決めることができます（確定拠出年金 Q & A No. 201）。

資産の移換は、移行日（退職給与規程の改正又は廃止が行われた日）が属する年度から、移行年度の翌年度から起算して 3 年度以上 7 年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して行います。つまり、移行年度から起算して 4 年度以上 8 年度以内の年度に均等に分割して移換します。移換が完了する前に、退職等により企

業型年金加入者の資格を喪失した場合には、未移換分を一括して移換します。

この点、分割して移換することから、2年度目以降に移換する金額に利子相当額を加えることも考えられ、この場合は、利子相当額を考慮して計算した移換額の合計額を各年度に均等分割します（確定拠出年金Q&A No. 204）。ただし、利子相当額を加えるか否かは、事業主の任意又は労使合意により決めることが認められています（確定拠出年金Q&A No. 200）。

なお、資産が移換された場合は、確定拠出年金法第54条第2項により、通算加入者等期間に算入されます。具体的には、確定拠出年金法施行令第24条第1項、確定拠出年金法施行規則第30条第1項第3号により、実施事業所の事業主に使用された期間のうち移換の対象となった期間が通算加入者等期間となります。

最後に、退職一時金制度から企業型年金への制度移行に伴い資産を移換する場合において、企業型年金規約に記載すべき事項についてみてみましょう。

確定拠出年金法施行令第3条第1項第6号には、他の制度から資産が移換される場合には、企業型年金規約に、当該資産の移換に関する事項を記載することが定められています。具体的には、法令解釈第1.5により、以下の事項を記載することとされています。

- ① 移換元の制度が、退職一時金制度であること
- ② 資産の移換の対象となる企業型年金加入者の範囲
- ③ 個人別管理資産に充てる移換額
- ④ 通算加入者等期間に算入すべき期間の範囲
- ⑤ 企業型年金への資産の受入れ期日
- ⑥ 資産の移換を受ける最後の年度

退職一時金制度から企業型年金への移行に伴う資産の移換については、移換資産の範囲や移行期間などについて、正確に理解することが重要です。

今回は、「退職一時金制度から企業型年金への制度移行②」です。

※記載内容は2020年4月1日現在の法令に基づくものです。